

# 参 考 資 料

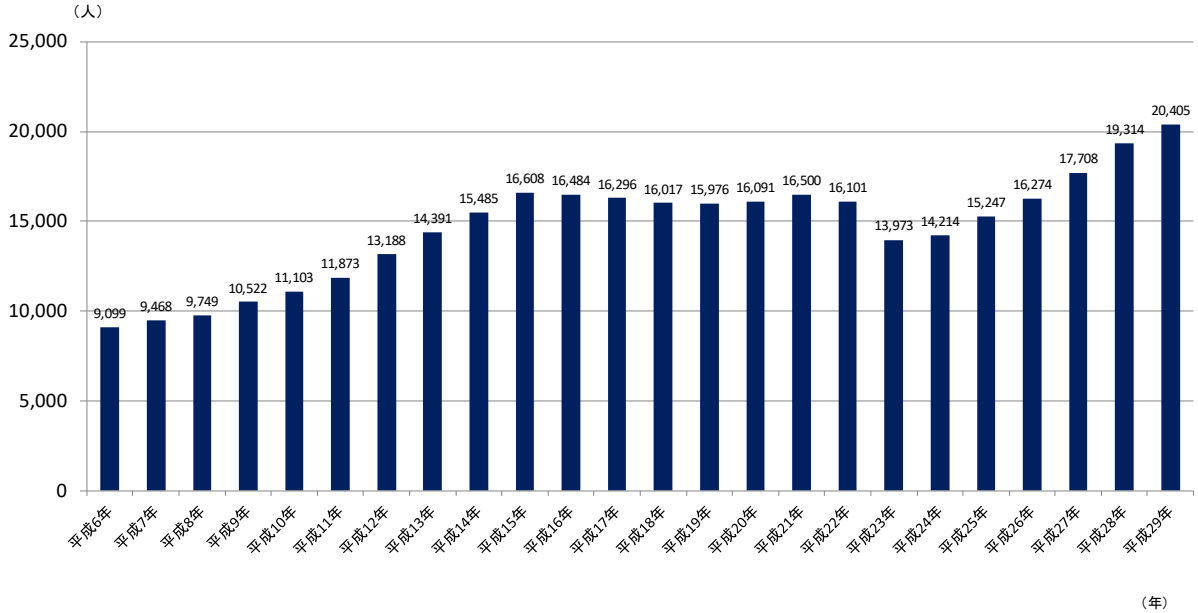
1 宮城県における外国人県民の概況	1
(1) 在住外国人数の推移	1
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移	1
(3) 国籍別在留外国人数の推移	2
(4) 在留資格の構成【宮城県・全国, 2017年】	3
(5) 各市町村別の在住外国人数【2017年】	4
(6) 年齢構成【2017年】	5
(7) 日本及び宮城県内の居住年数	5
(8) 今後の居住予定	6
2 外国人県民をとりまく現状	7
(1) 外国人県民に対する理解・認識の不足に関するもの	7
(2) 地域とのつながりが希薄に関するもの	8
(3) 多言語活用ツールの不足に関するもの	9
(4) 学習機会の不足に関するもの	11
(5) 相談内容の変化に関するもの	14
(6) 就労支援の必要性に関するもの	16
(7) 文化・習慣等の相互理解の不足に関するもの	18
3 多文化共生社会の形成の推進に関する条例 (平成19年宮城県条例第67号)	20
4 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿	24

# 1 宮城県における外国人県民の概況

※2011(H23)年までは外国人登録者数、2012(H24)年は在留外国人数

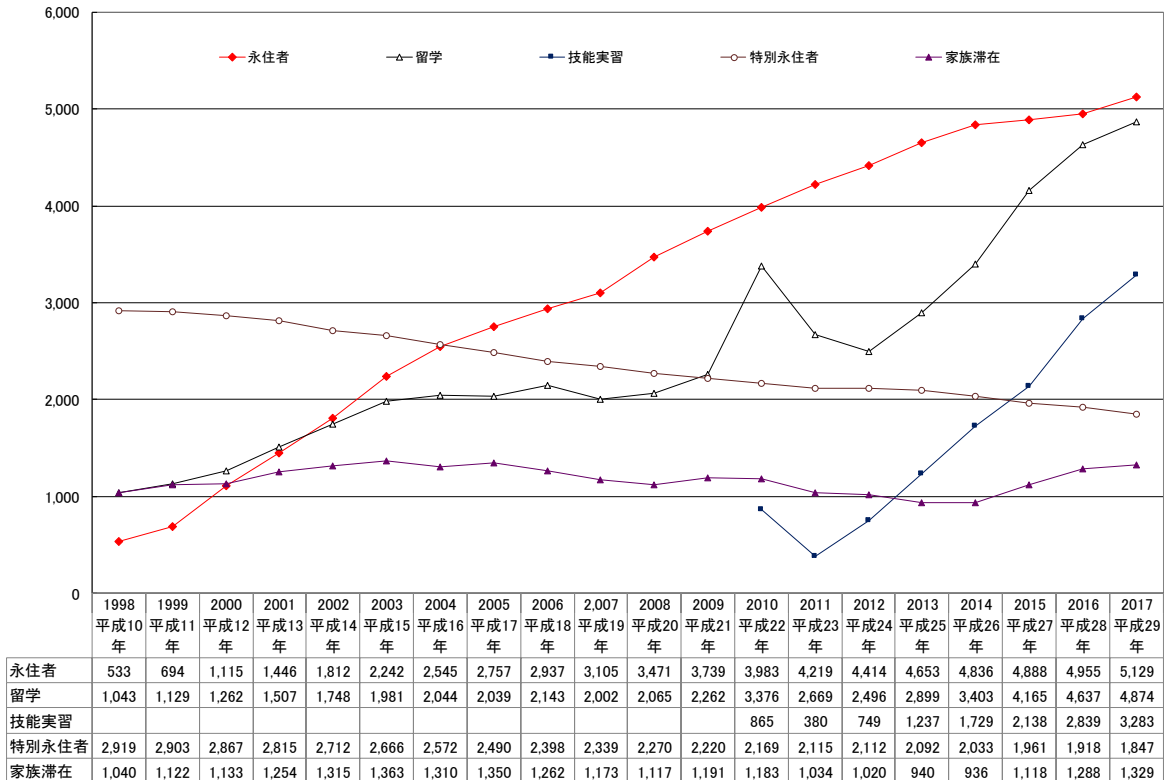
## (1) 在住外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



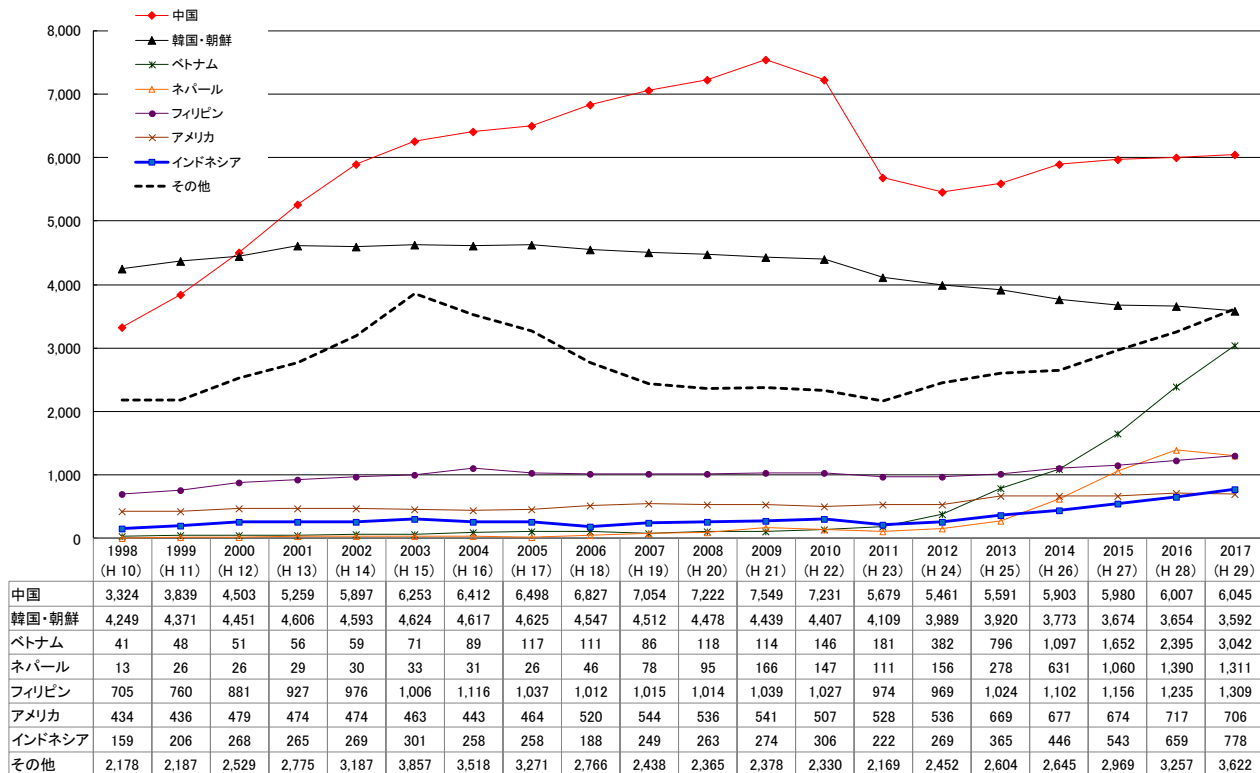
## (2) 主な在留資格別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



### (3) 国籍別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2017年】

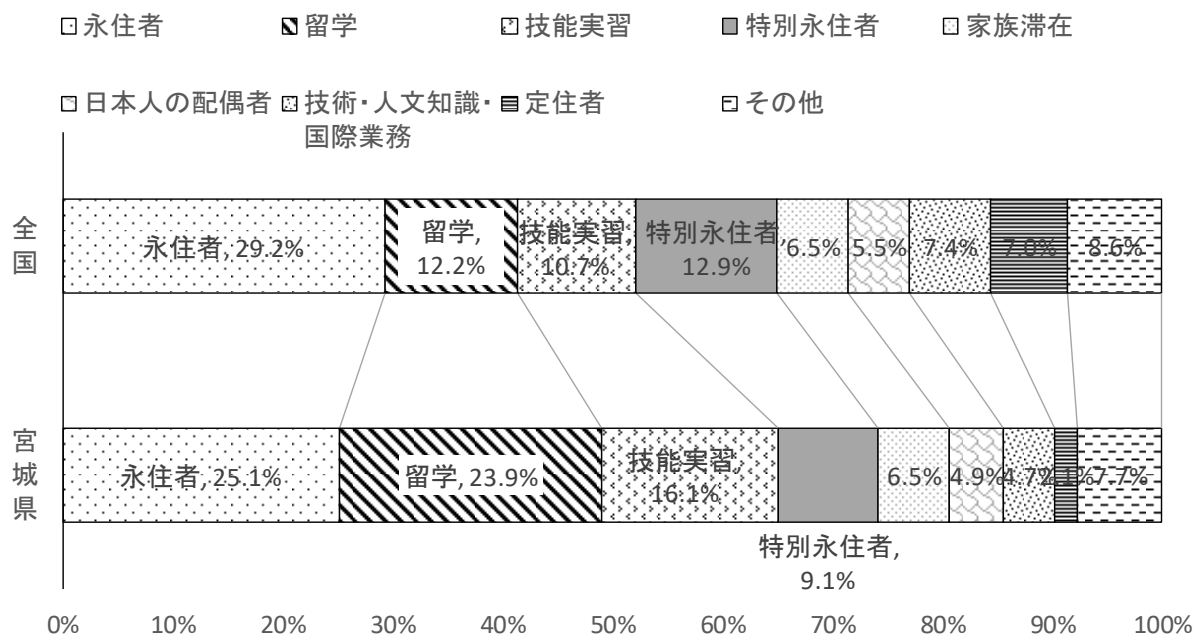
(法務省 在留外国人統計)

宮城県

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	5,129	25.1%
2	留学	4,874	23.9%
3	技能実習	3,283	16.1%
4	特別永住者	1,847	9.1%
5	家族滞在	1,329	6.5%
6	日本人の配偶者	990	4.9%
7	技術・人文知識・国際業務	955	4.7%
8	定住者	435	2.1%
9	教授	249	1.2%
10	技能	241	1.2%
-	その他	1,073	5.3%
計		20,405	100.0%

全国

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	749,191	29.2%
4	特別永住者	329,822	12.9%
2	留学	311,505	12.2%
3	技能実習	274,233	10.7%
7	技術・人文知識・国際業務	189,273	7.4%
8	定住者	179,834	7.0%
5	家族滞在	166,561	6.5%
6	日本人の配偶者	140,839	5.5%
9	特定活動	64,776	2.5%
10	技能	39,177	1.5%
-	その他	116,637	4.6%
計		2,561,848	100.0%



(5) 各市町村別の在住外国人数【2017年】

(法務省在留外国人統計)

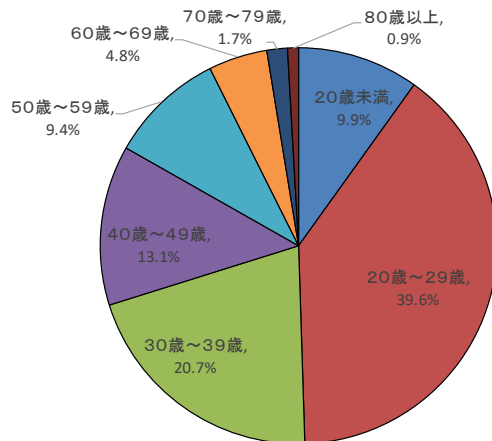
市区町村	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他
宮城県										
仙台市	12,746	3,990	2,001	1,661	521	62	1,251	232	501	2,527
青葉区	6,226	2,185	768	769	167	26	529	115	173	1,494
宮城野区	1,906	664	326	301	132	7	173	23	51	229
若林区	1,315	300	207	254	44	3	305	23	23	156
太白区	1,992	547	396	189	102	9	192	19	101	437
泉区	1,307	294	304	148	76	17	52	52	153	211
石巻市	1,049	196	100	275	133	10	7	11	35	282
塩竈市	509	161	49	188	19	4	3	3	13	69
気仙沼市	463	138	24	45	85	2	3	7	9	150
白石市	196	54	39	19	26	-	-	3	4	51
名取市	384	125	79	43	21	6	8	5	4	93
角田市	183	87	30	9	35	2	-	-	2	18
多賀城市	491	196	101	69	21	6	8	7	12	71
岩沼市	224	69	31	55	17	4	1	1	4	42
登米市	338	127	67	30	58	1	2	-	7	46
栗原市	357	100	78	88	35	9	-	1	12	34
東松島市	117	35	29	12	16	-	-	3	5	17
大崎市	879	255	235	66	82	5	12	23	25	176
富谷市	201	48	70	18	8	9	-	4	8	36
刈田郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蔵王町	71	5	14	8	19	-	-	1	1	23
七ヶ宿町	21	6	4	-	-	1	-	-	-	10
柴田郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大河原町	93	21	19	5	13	-	-	-	4	31
村田町	48	6	8	1	7	-	-	-	2	24
柴田町	183	63	43	12	14	3	1	13	5	29
川崎町	50	7	18	6	6	1	-	-	2	10
伊具郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸森町	166	28	16	31	29	3	-	14	6	39
亘理郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亘理町	109	39	15	4	15	5	-	-	5	26
山元町	53	10	7	3	18	-	-	1	6	8
宮城郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松島町	53	11	11	-	8	-	-	5	3	15
七ヶ浜町	68	9	10	7	10	1	1	-	5	25
利府町	155	41	35	26	14	1	-	3	6	29
黒川郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大和町	397	19	52	100	9	109	14	1	5	88
大郷町	57	16	9	11	5	1	-	-	1	14
大衡村	86	-	18	34	1	-	-	-	1	32
加美郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
色麻町	51	25	9	11	2	-	-	-	1	3
加美町	151	27	33	44	16	5	-	3	5	18
遠田郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
涌谷町	59	15	19	2	8	-	-	-	3	12
美里町	74	19	26	5	11	-	-	1	1	11
牡鹿郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
女川町	172	25	4	121	4	1	-	-	-	17
本吉郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南三陸町	151	72	5	33	23	-	-	-	3	15
合計	20,405	6,045	3,308	3,042	1,309	251	1,311	342	706	4,091

(単位：人)

## (6) 年齢構成【2017年】

宮城県	合計	男性	女性	構成比
年齢区分				
20歳未満	2,019	994	1,025	9.9%
20歳～29歳	8,081	4,432	3,649	39.6%
30歳～39歳	4,216	2,072	2,144	20.7%
40歳～49歳	2,666	918	1,748	13.1%
50歳～59歳	1,921	570	1,351	9.4%
60歳～69歳	978	361	617	4.8%
70歳～79歳	342	146	196	1.7%
80歳以上	182	46	136	0.9%
合計	20,405	9,539	10,866	100.0%

(法務省在留外国人統計)

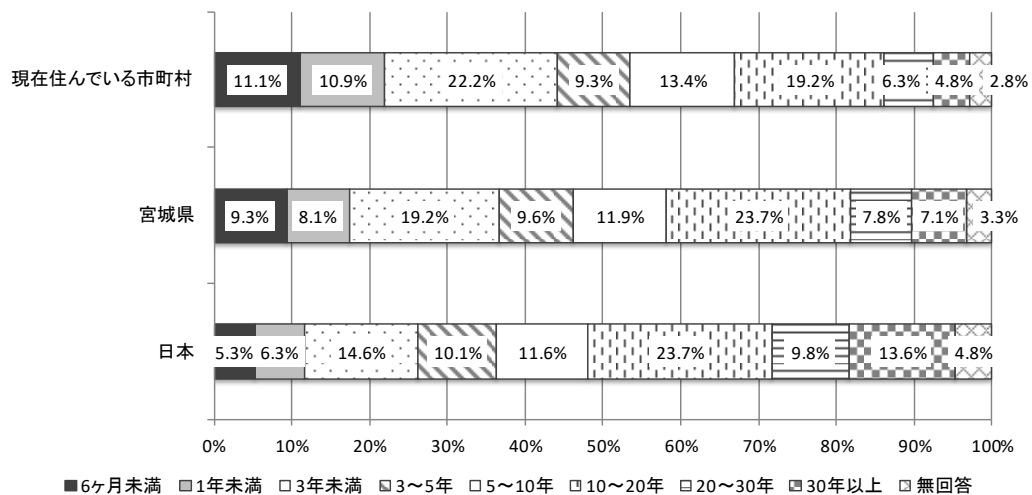


## (7) 日本及び宮城県内の居住年数

(平成29年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=396)

	日本		宮城県		現在住んでいる市町村	
	N	%	N	%	N	%
6ヶ月未満	21	5.3%	37	9.3%	44	11.1%
1年未満	25	6.3%	32	8.1%	43	10.9%
3年未満	58	14.6%	76	19.2%	88	22.2%
3～5年	40	10.1%	38	9.6%	37	9.3%
5～10年	46	11.6%	47	11.9%	53	13.4%
10～20年	94	23.7%	94	23.7%	76	19.2%
20～30年	39	9.8%	31	7.8%	25	6.3%
30年以上	54	13.6%	28	7.1%	19	4.8%
無回答	19	4.8%	13	3.3%	11	2.8%
計	396	100%	396	100%	396	100%

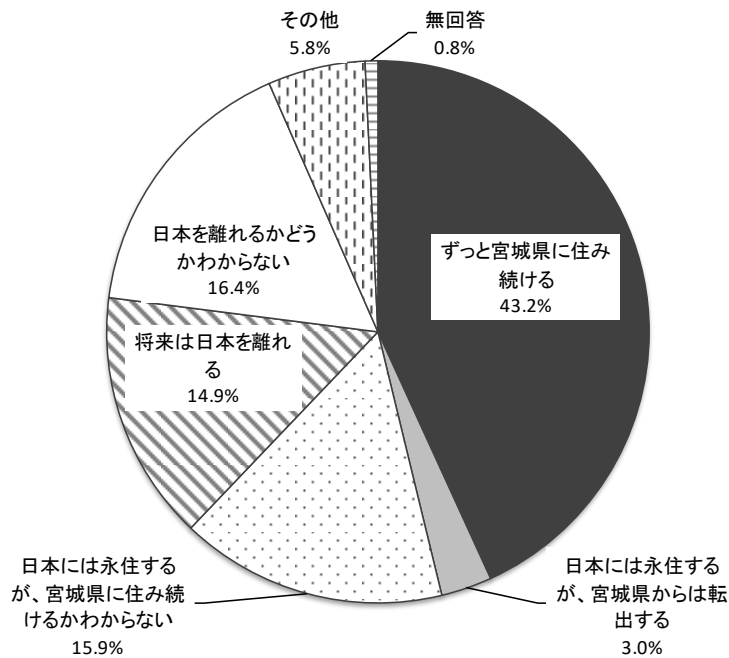


(8) 今後の居住予定

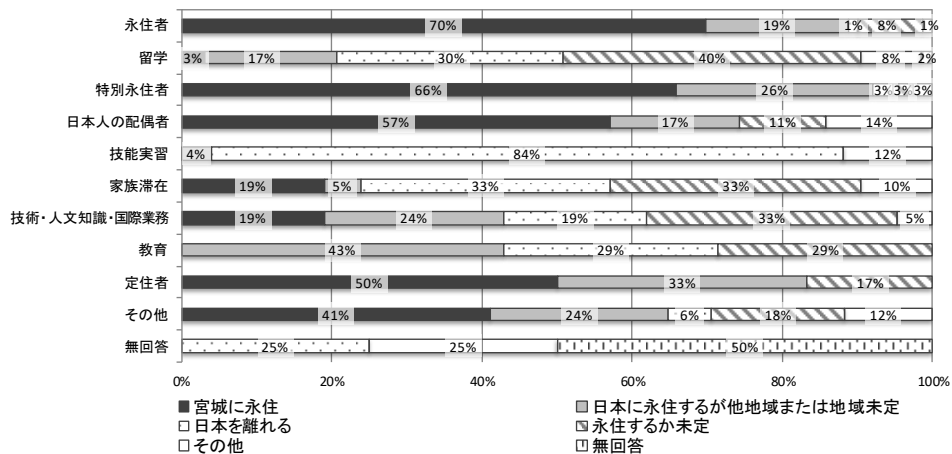
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=396)

	N	%
ずっと宮城県に住み続ける	171	43.2%
日本には永住するが、宮城県からは転出する	12	3.0%
日本には永住するが、宮城県に住み続けるかわからない	63	15.9%
将来は日本を離れる	59	14.9%
日本を離れるかどうかかわからない	65	16.4%
その他	23	5.8%
無回答	3	0.8%
計	396	100.0%



(参考) 在留資格別の居住予定 (N=396)



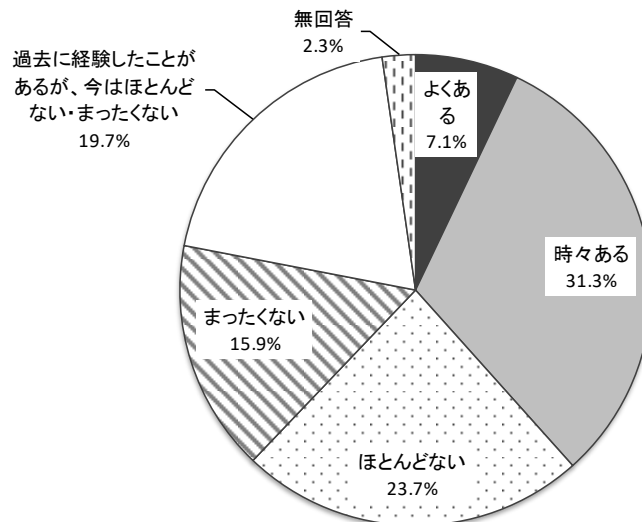
## 2 外国人県民をとりまく現状

### (1) 外国人県民に対する理解・認識の不足に関するもの

#### ① 生活上、外国人だということでのいやな経験やつらい思いをした（している）経験

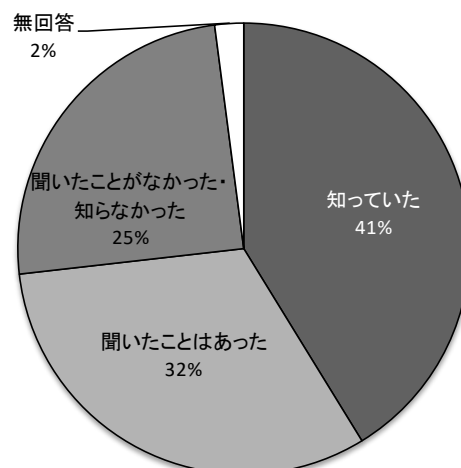
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396) )

	N	%
よくある	28	7.1%
時々ある	124	31.3%
ほとんどない	94	23.7%
まったくない	63	15.9%
過去に経験したことがあるが、今はほとんどない・まったくない	78	19.7%
無回答	9	2.3%
計	396	100%



#### ② 「多文化共生」という言葉の認知度

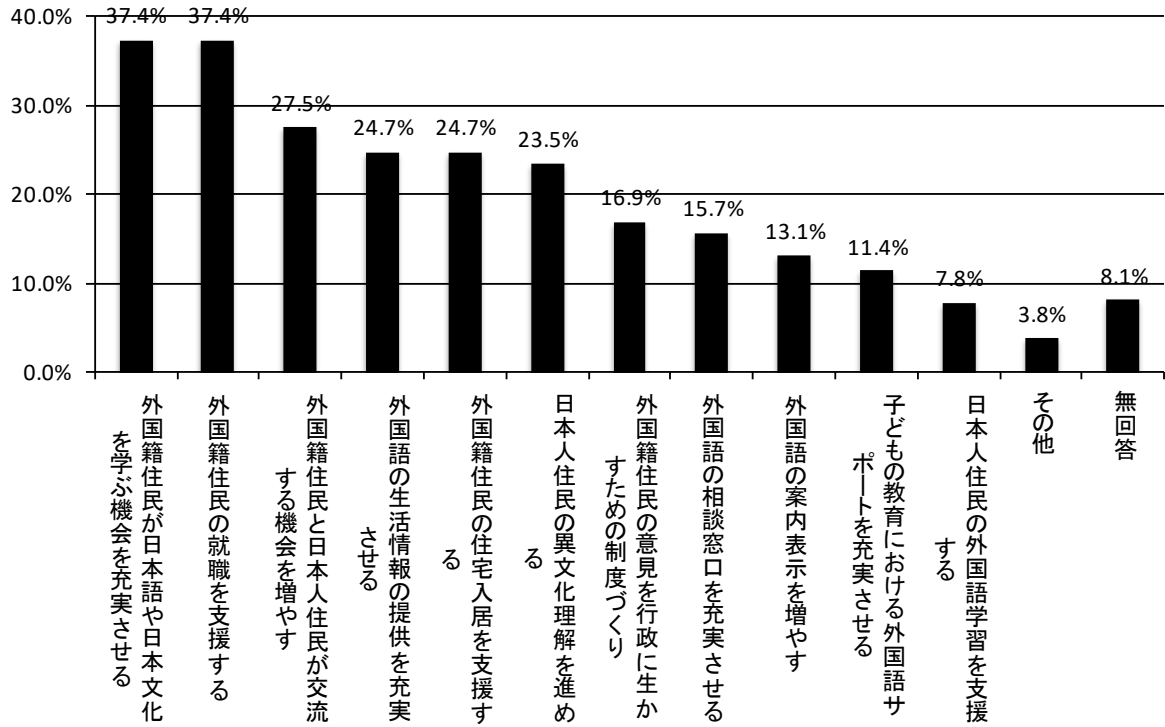
(「平成 30 年宮城県多文化共生シンポジウム in おおさき」のアンケート調査結果)





③ 行政への希望

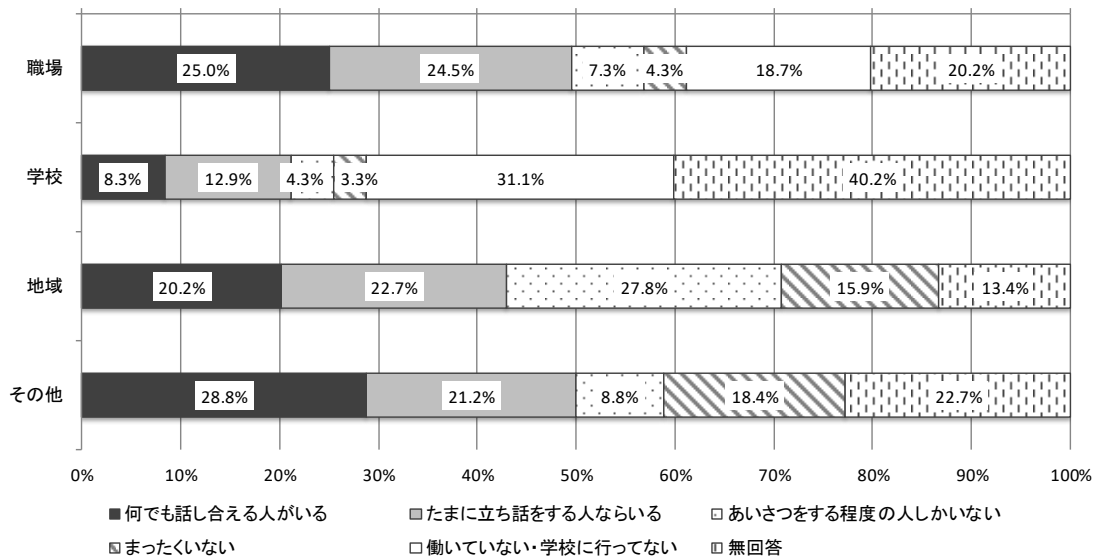
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396) )



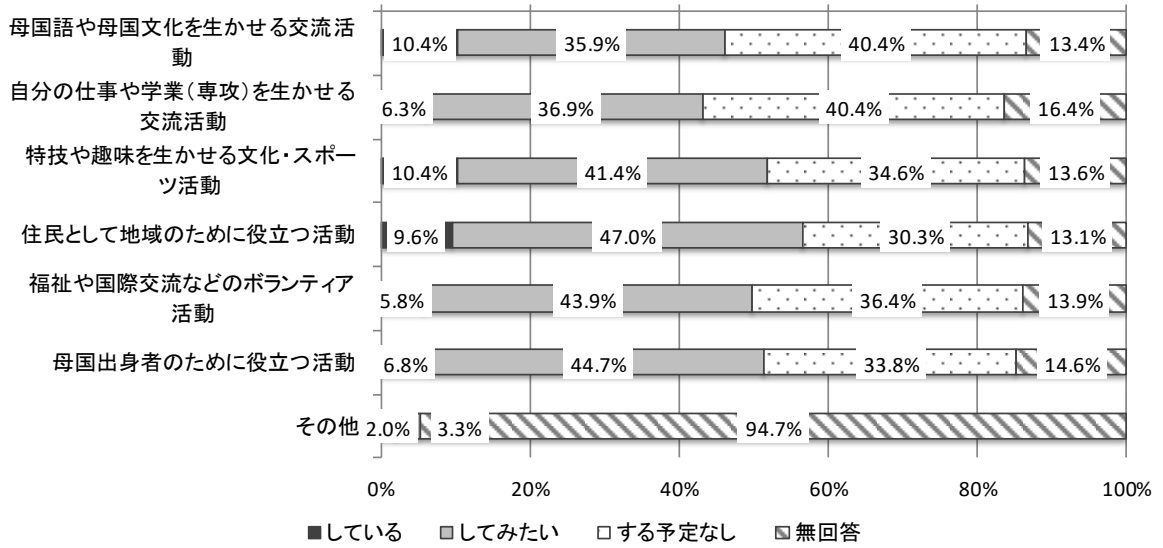
(2) 地域とのつながりが希薄に関するもの

① 現在仲良くしている地域の日本人の有無

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396) )



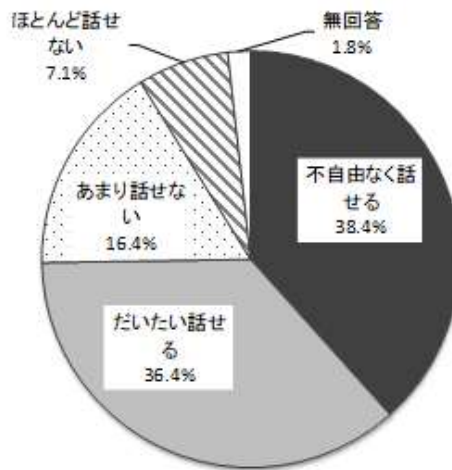
② 社会活動の有無 (N=429)



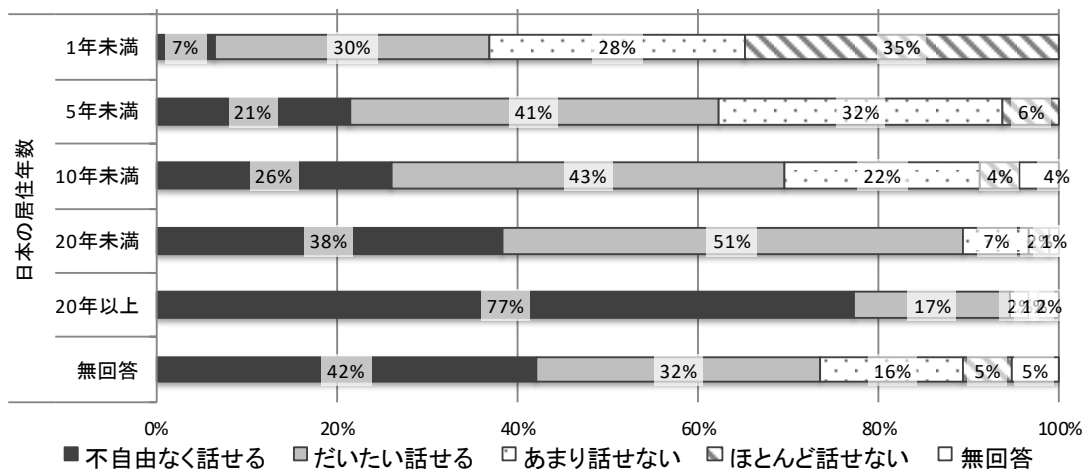
(3) 多言語活用ツールの不足に関するもの

① 話す能力

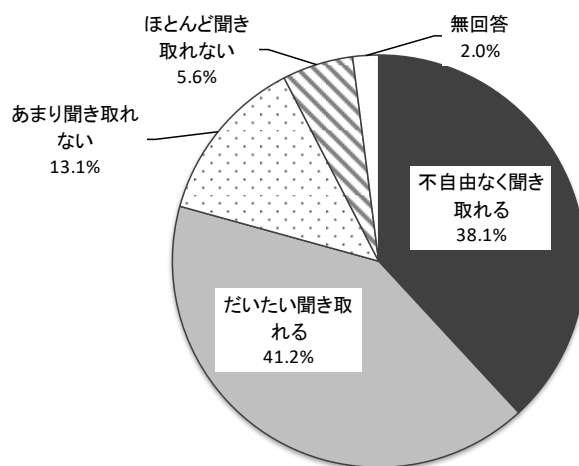
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



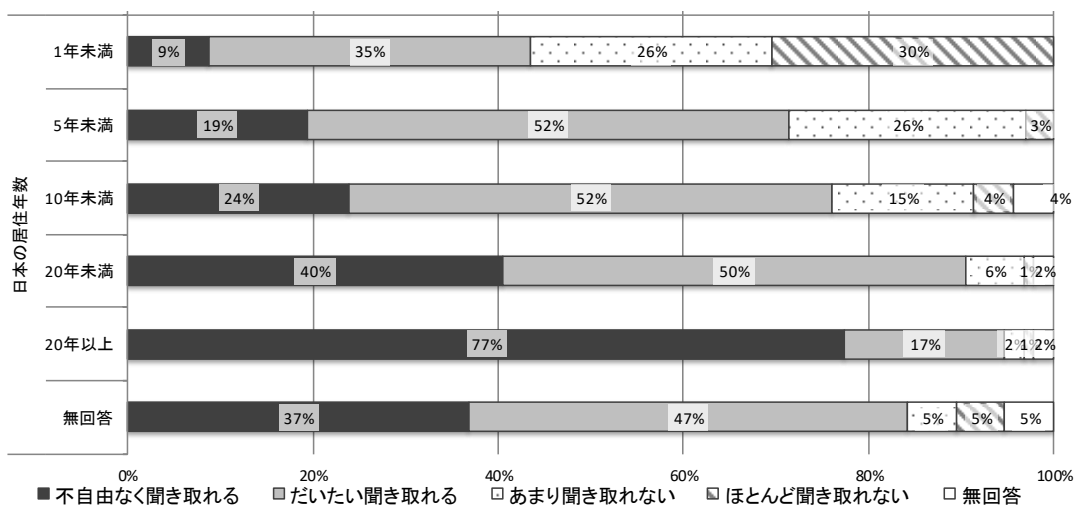
② 日本の居住年数別の話す能力 (N=396)



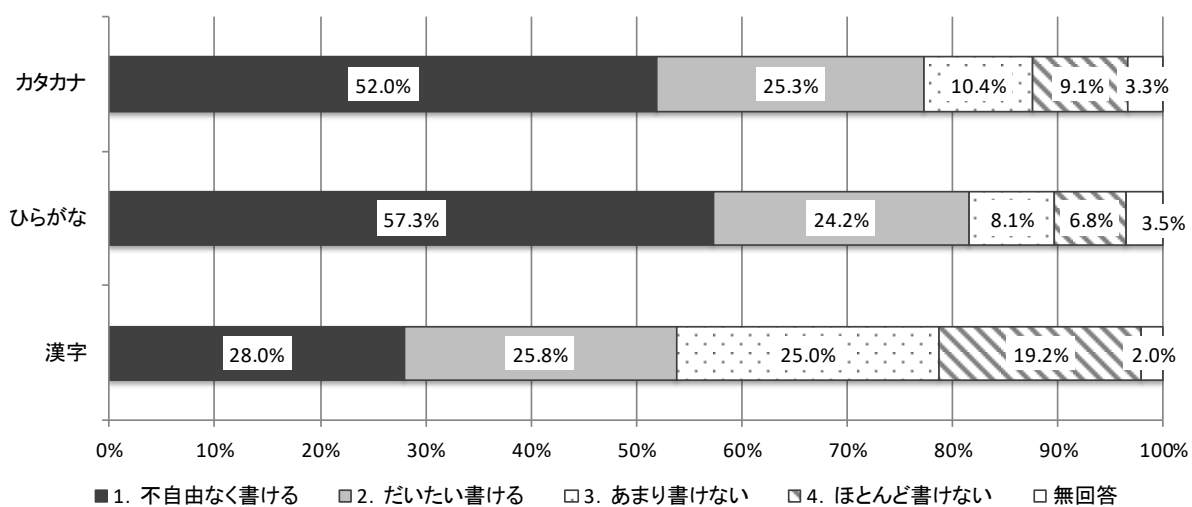
③ 聞く能力 (N=396)



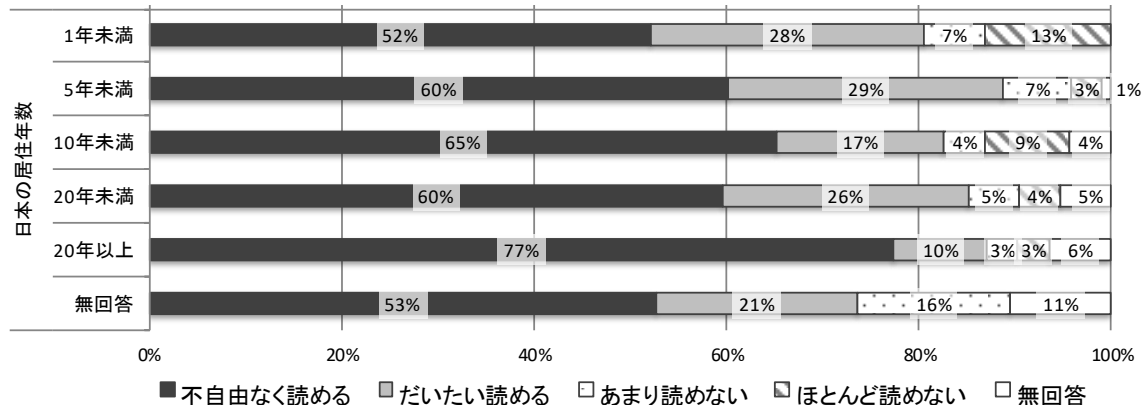
④ 日本の居住年数別の聞く能力 (N=396)



⑤ 読む能力 (N=429)



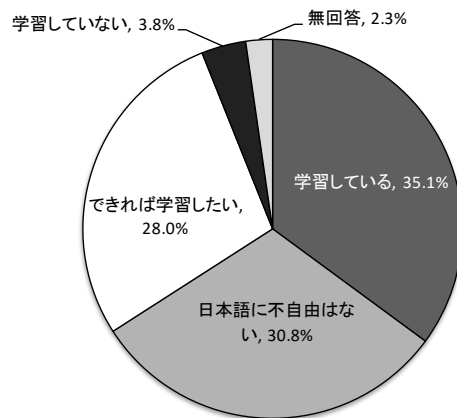
⑥ 日本の居住年数別のひらがなを読む能力 (N=429)



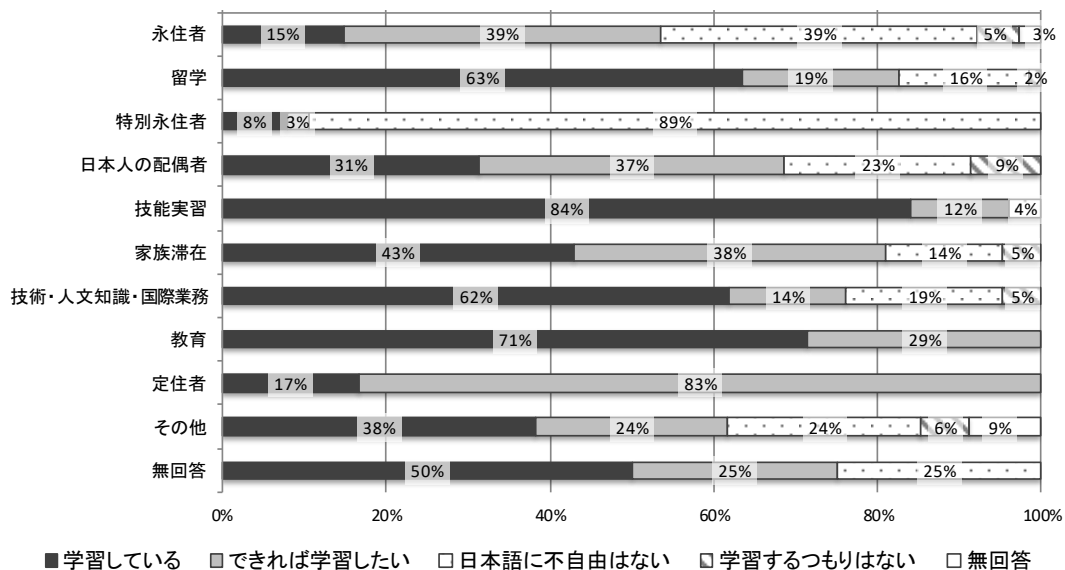
(4) 学習機会の不足に関するもの

① 日本語の学習状況

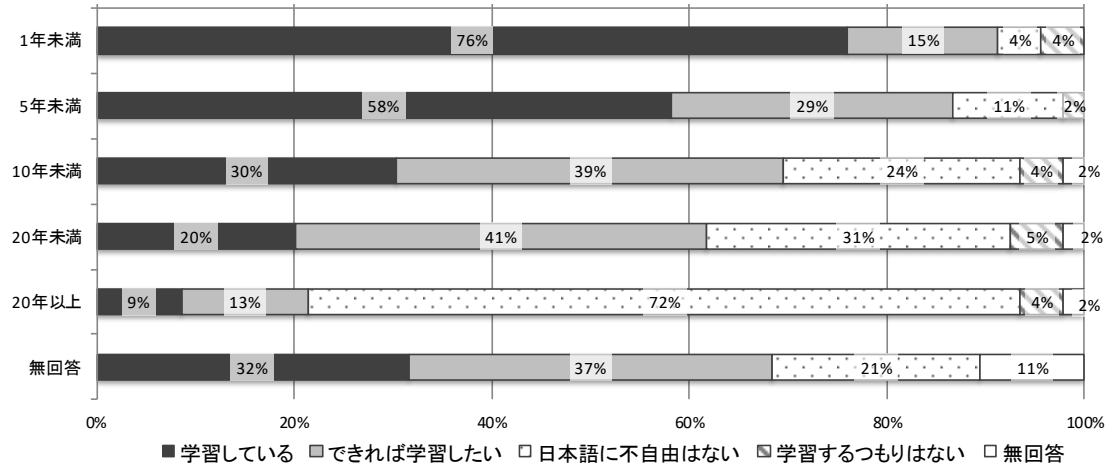
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



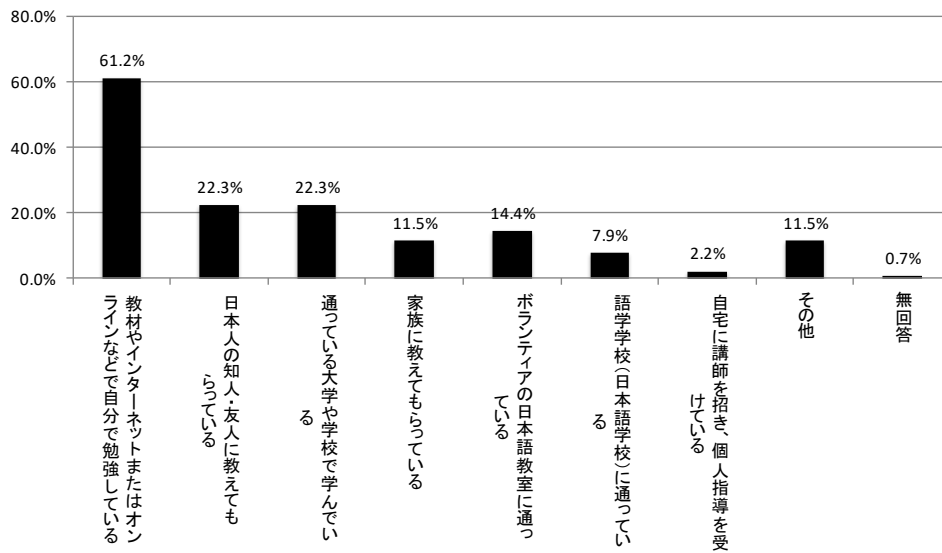
② 在留資格別の日本語学習状況



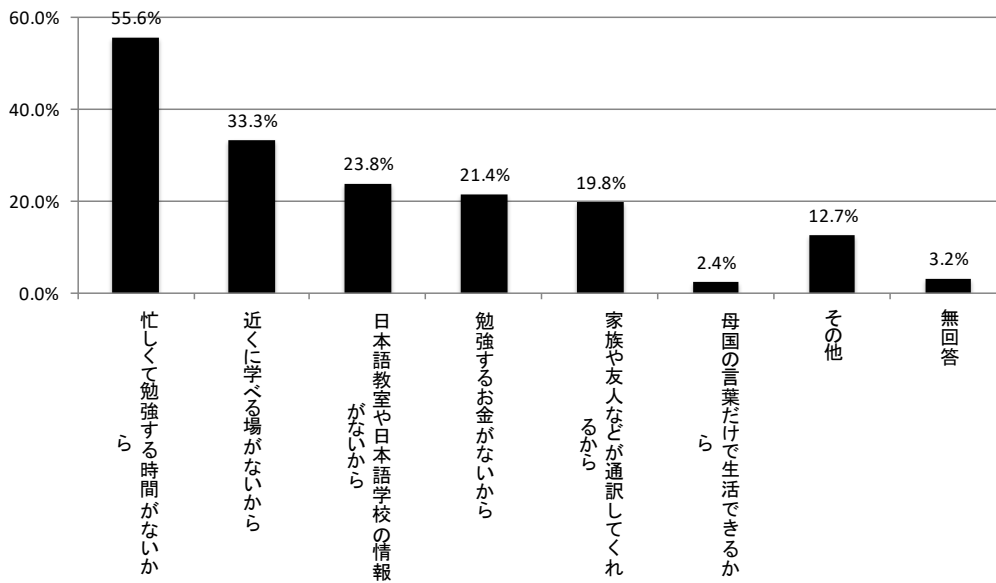
③ 日本居住年数別の日本語学習状況 (N=396)



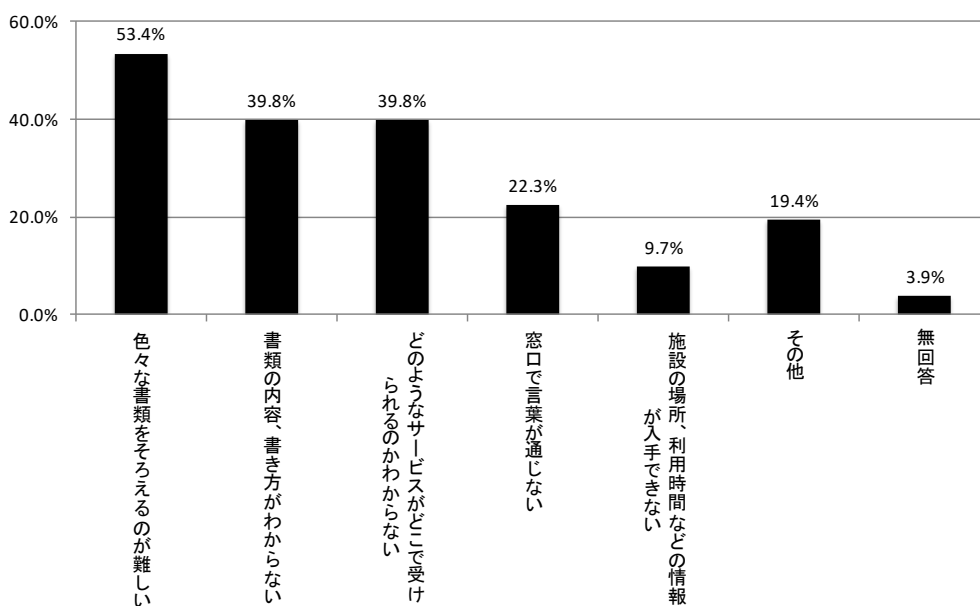
④ 日本語の学習方法 (複数回答 N=139)



⑤ 日本語を学習しない理由 (複数回答 N=126)

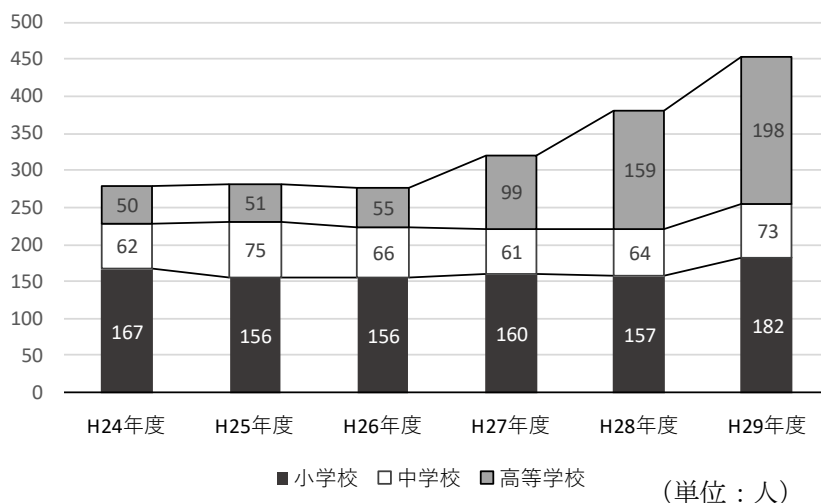


⑥ 行政施設を利用するときに困ったこと (N=103)



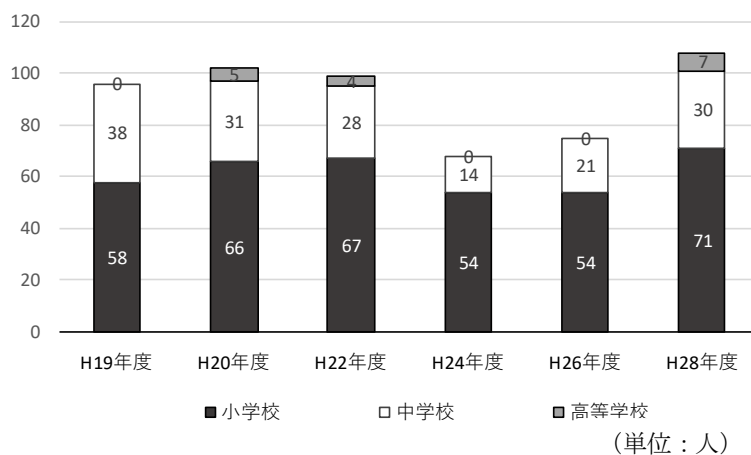
⑦外国人児童・生徒数

(学校基本調査 (文部科学省・宮城県データ))



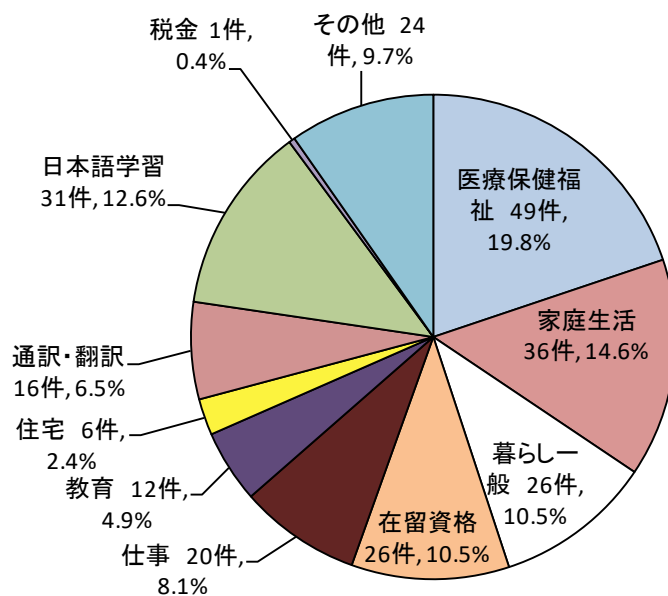
⑧日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況

(「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省・宮城県データ))

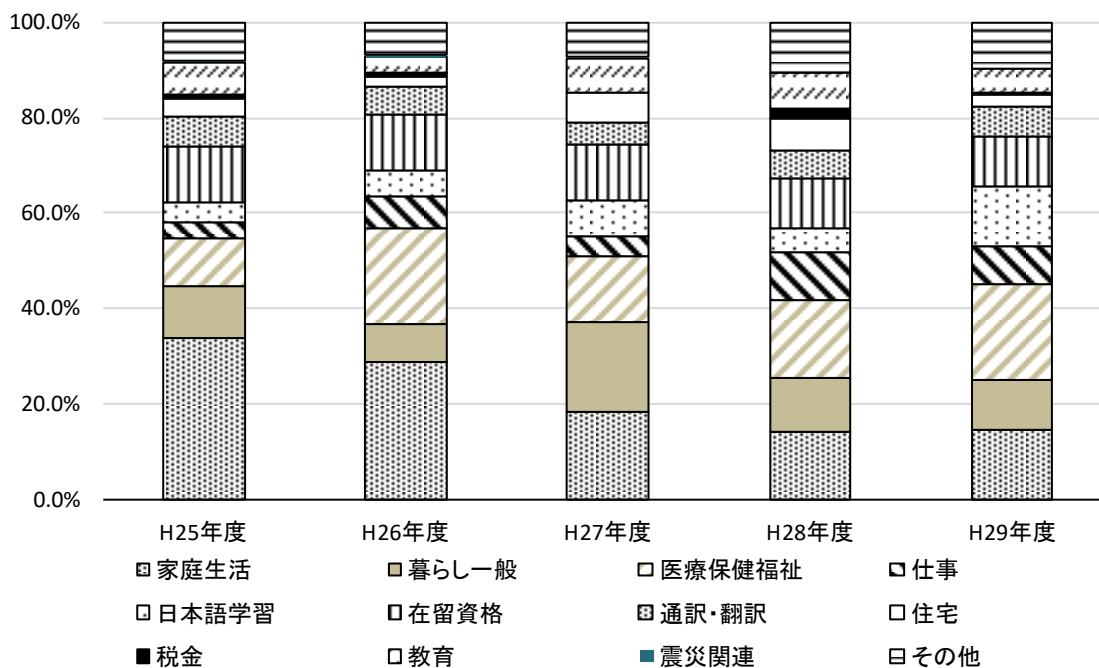


### (5) 相談内容の変化に関するもの

① みやぎ外国人相談センターの相談内容（H29年度：247件）



② みやぎ外国人相談センターの相談内容の構成比の推移（H25年度～H29年度）



③ 子育てに関する悩み

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

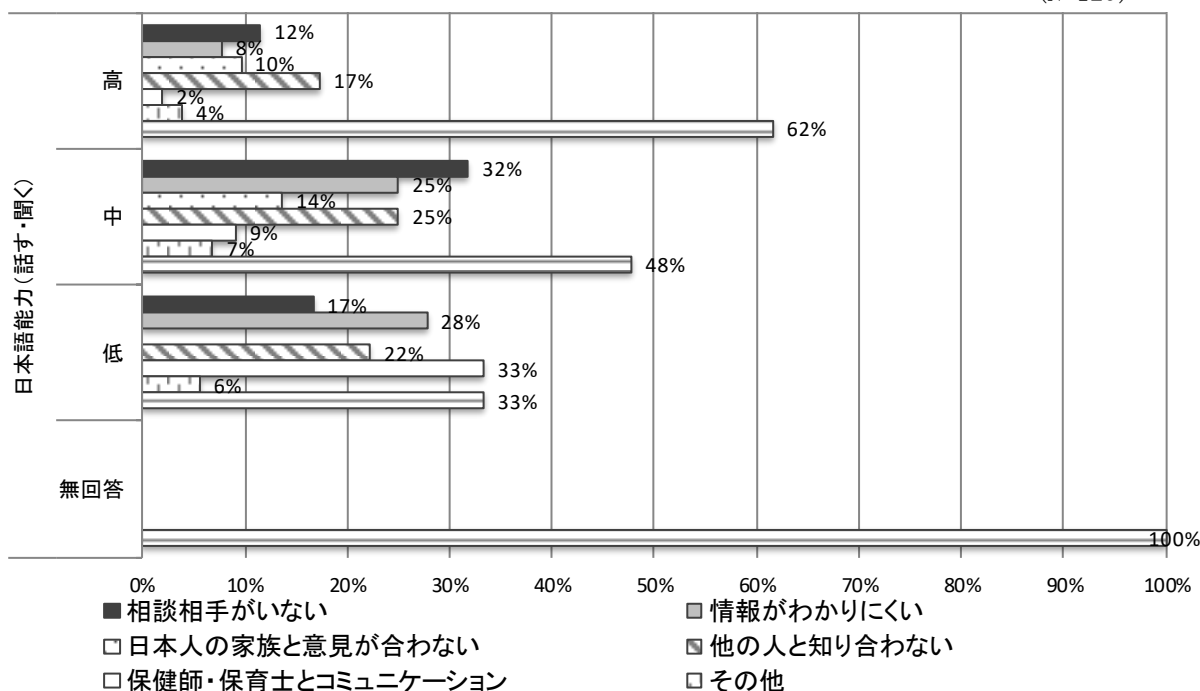
(N=129)

	N	%
子育てに関する悩みを相談できる相手がいない	23	17.8%
同じように子育てをしている人と知り合う機会がない	20	15.5%
子育てに関する情報が日本語なのでわかりにくい	11	8.5%
子育てについて日本人の家族と意見が合わない	24	18.6%
保健師や保育士などとコミュニケーションがとれない	11	8.5%
その他	6	4.7%
とくにない	62	48.1%
無回答	12	9.3%
計	129	100%

④ 日本語能力別の子育ての悩み

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=129)



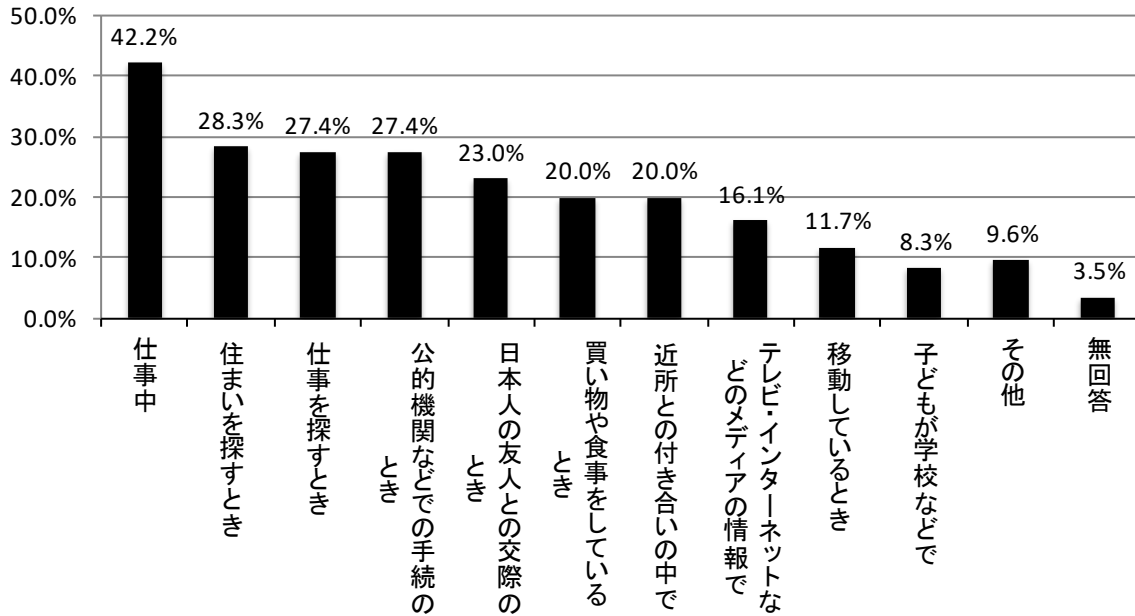


## (6) 就労支援の必要性に関するもの

### ① いやな経験等の具体的内容

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

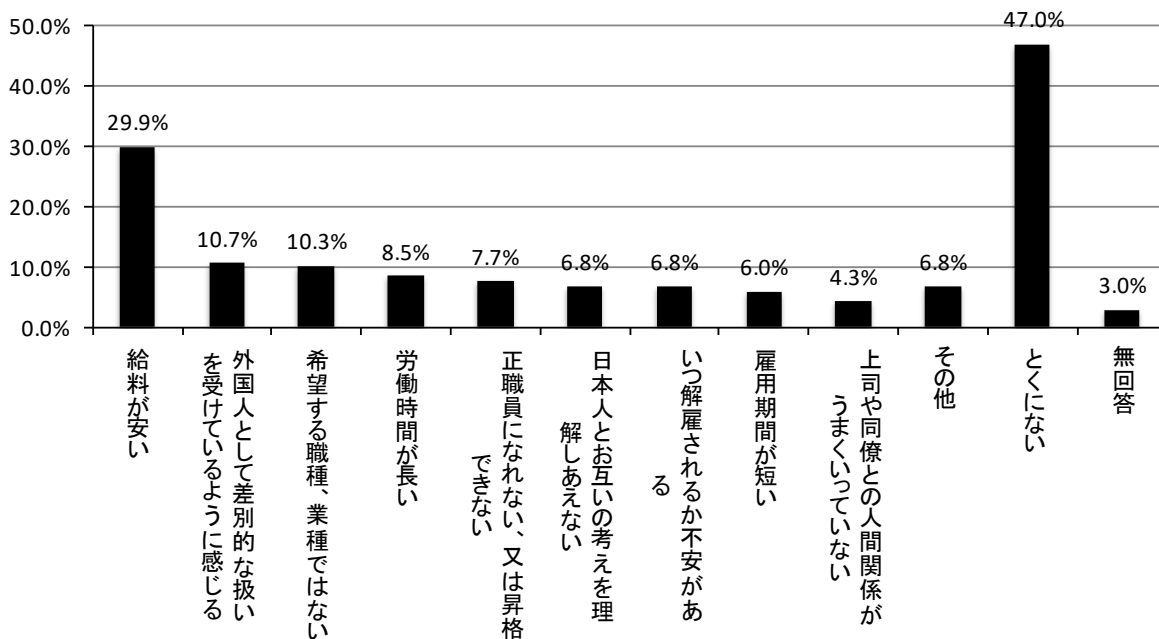
(複数回答 N=230)



### ② 仕事上の困りごと・不満の有無

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

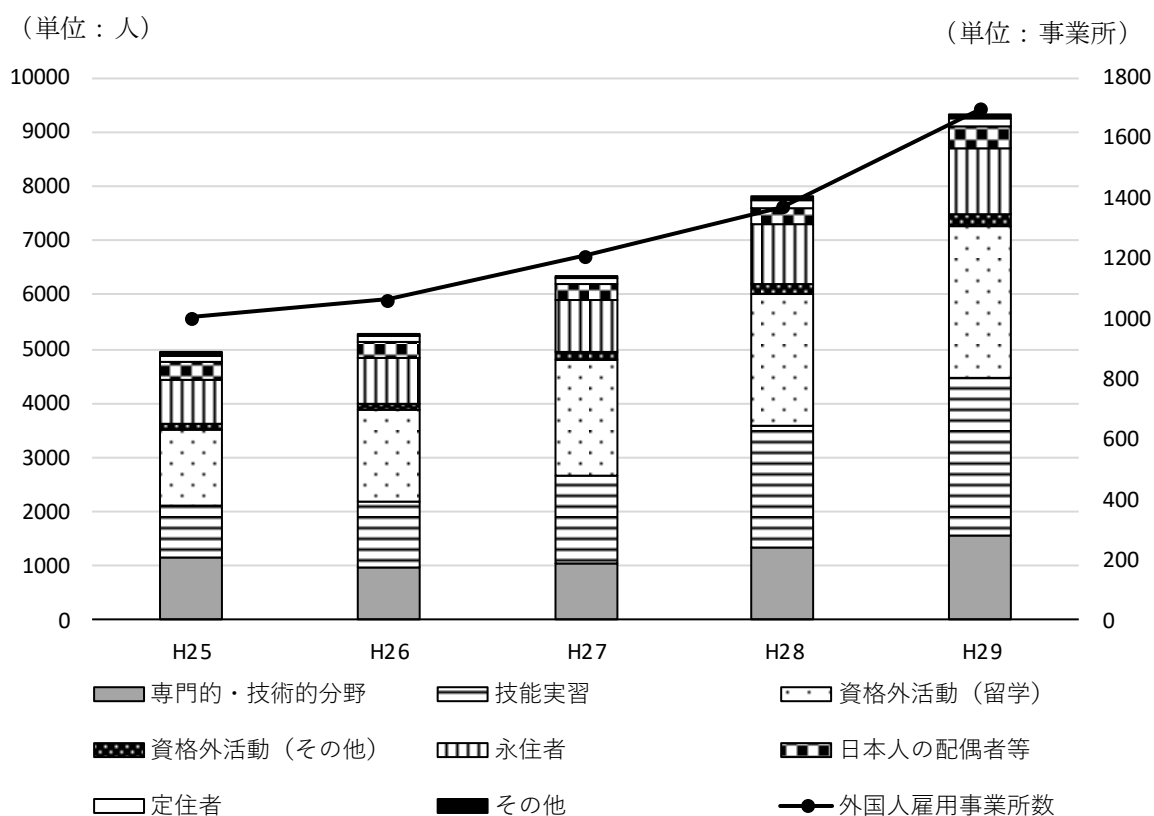
(N=234)



③ 外国人雇用状況の届出状況

(厚生労働省データ)

	H25	H26	H27	H28	H29
外国人雇用事業所数	1003	1065	1209	1372	1698
外国人労働者数計	4,935	5,272	6,355	7,804	9,337
専門的・技術的分野	1138	966	1057	1339	1567
うち技術・人文知識・国際業務	394	370	457	576	746
特定活動	24	23	24	40	68
技能実習	990	1230	1592	2234	2919
資格外活動（留学）	1384	1686	2159	2429	2796
資格外活動（その他）	112	109	147	184	198
永住者	817	838	947	1101	1232
日本人の配偶者等	316	289	289	318	376
定住者	131	106	111	130	150
その他	4,935	5272	6355	7804	9337

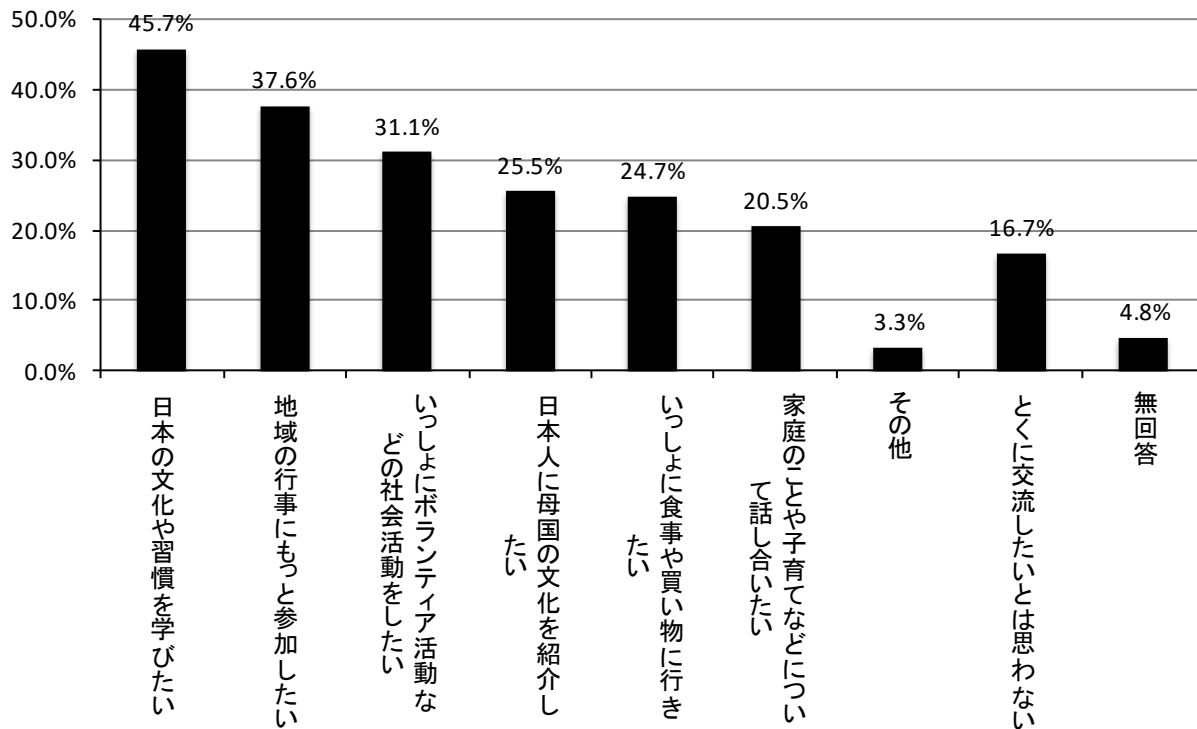


## (7)文化・習慣等の相互理解の不足に関するもの

### ① 日本人との交流希望

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

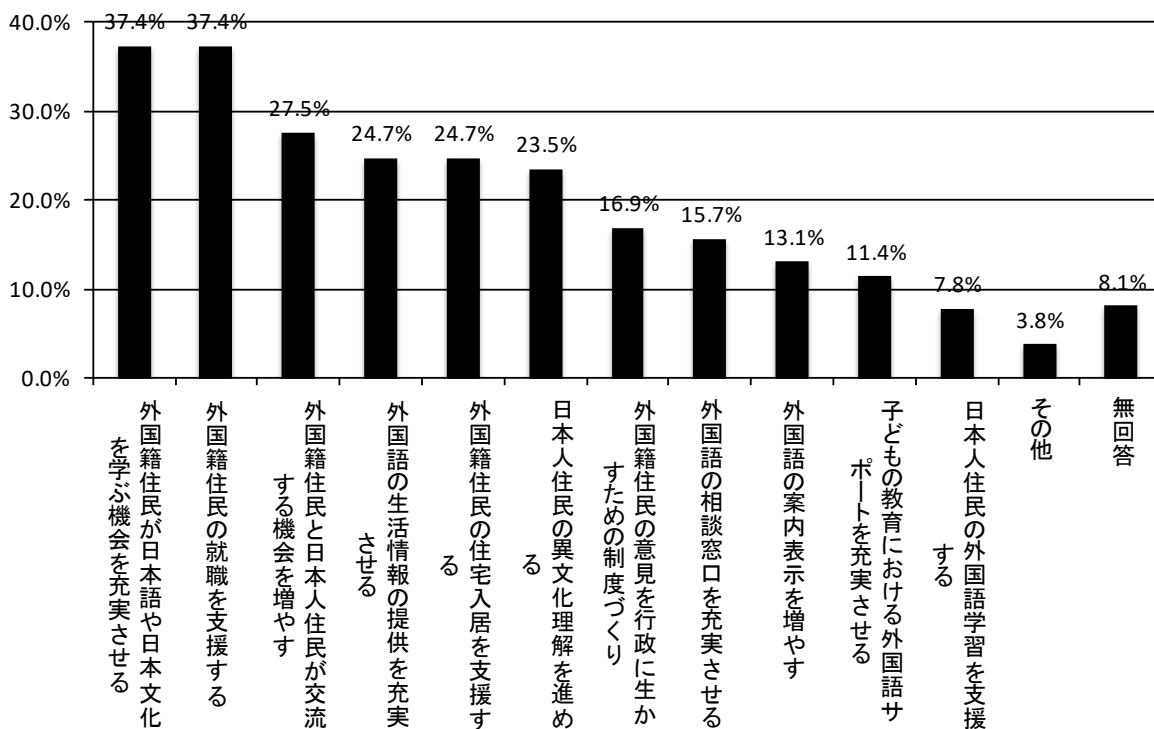
(複数回答 N=396)



### ② 行政に求めること

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

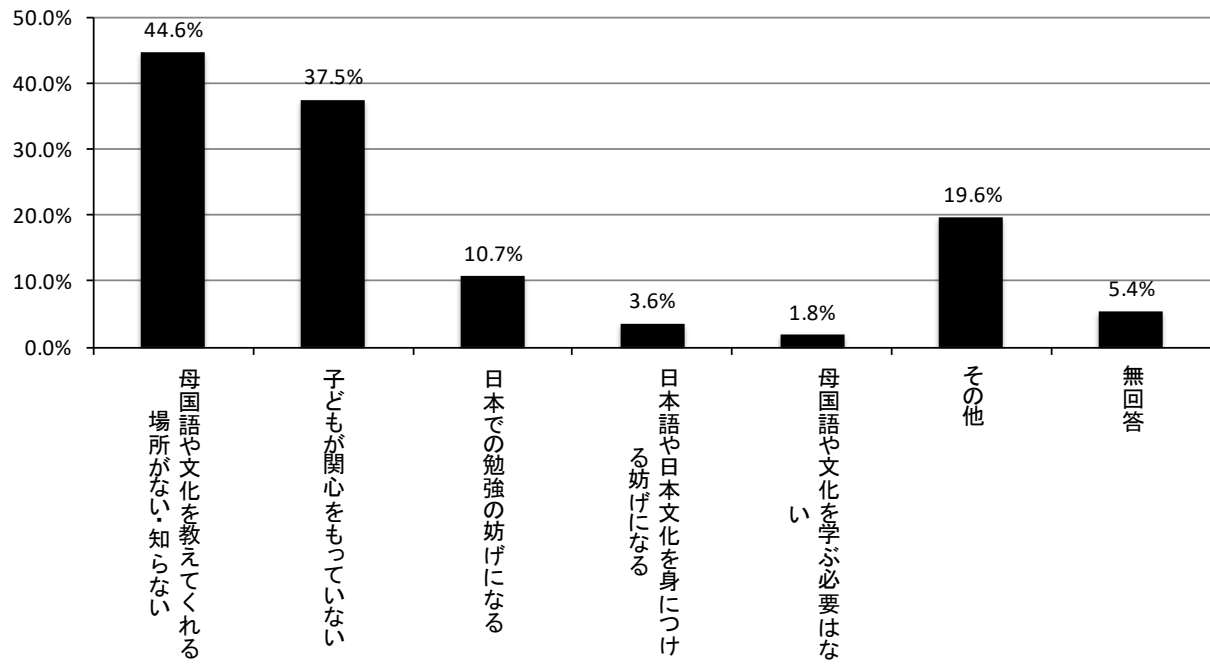
(複数回答 N=396)



### ③ 母国語・母国文化の教育

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(複数回答 N=129)



## 多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日

宮城県条例第六十七号

### (目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

### (基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
- 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。

2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項) 第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二條 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県多文化共生社会推進審議会の委員	出席一回につき	11,600円	6級
--------------------	---------	---------	----



宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

任期 平成30年 2月1日～平成32年 1月31日  
 (針生氏のみ：平成30年 4月20日～平成32年 3月31日)

	所属・役職	氏名
		あべ みちよ
1	仙台市立幸町小学校教諭	阿部 実智代
		い いんじゃ
2	東北大学大学院教育学研究科准教授	李 仁子
		いちのせ ともり
3	宮城教育大学教育キャリア研究機構 機構長	市瀬 智紀
		きん とうえい
4	行政書士金東暎事務所代表	金 東暎
		こせき いちえ
5	みやぎ外国人相談センター相談員	小関 一絵
		すえまつ かずこ
6	東北大学高度教養教育・学生支援機構 グローバルラーニングセンター副センター長	末松 和子
		たなか こういち
7	宮城労働局職業安定部長	田中 浩一
		はりう えいいち
8	宮城県中小企業団体中央会理事	針生 英一
		ふるだて ゆみ
9	東北大学大学院歯学研究科事務補佐員	古舘 由美
		みやざわ いざべる
10	東北医科薬科大学地域医療学教室助教 東北医科薬科大学病院総合診療科医師	宮澤 イザベル

五十音順・敬称略

## 第3期宮城県多文化共生社会推進計画

平成31年2月

---

宮城県 経済商工観光部 国際企画課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2972 FAX 022-268-4639

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusai/>